

命 令 書

広労委昭和53年（不）第8号事件申立人
広労委昭和53年（不）第9号事件申立人
広労委昭和53年（不）第10号事件申立人 } 広島ハイヤータクシー労働組合

広労委昭和53年（不）第8号事件被申立人 株式会社大和タクシー
広労委昭和53年（不）第9号事件被申立人 丸三タクシー株式会社
広労委昭和53年（不）第10号事件被申立人 有限会社胡タクシー

主 文

各申立てをいずれも棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者など

- (1) 広労委昭和53年（不）第8号事件被申立人株式会社大和タクシー（以下「大和タクシー」という。）は、申立て当時、資本金700万円、車両37台、従業員100人でハイヤータクシー業を営み、広島市ハイタク事業協同組合（以下「協同組合」という。）の組合員であった。
- (2) 広労委昭和53年（不）第9号事件被申立人丸三タクシー株式会社（以下「丸三タクシー」という。）は、申立て当時、資本金600万円、車両27台、従業員70人でハイヤータクシー業を営み、協同組合の組合員であった。
- (3) 広労委昭和53年（不）第10号事件被申立人有限会社胡タクシー（以下「胡タクシー」という。）は、申立て当時、資本金300万円、車両31台、従業員78人でハイヤータクシー業を営み、協同組合の組合員であった。
- (4) 協同組合は、中小企業等協同組合法に基づき、昭和38年12月に設立され、事務所を広島市に置き、協同組合の組合員の事業のために必要な車庫、事務所、LPGスタンドなどの施設を所有し、申立て当時、大和タクシー、丸三タクシー、胡タクシー（以下「大和タクシー等3社」という。）のほか、従業員65人の有限会社広三自動車（以下「広三自動車」という。）及び従業員52人の有限会社キリンタクシー（以下「キリンタクシー」という。）の5社（以下「協同組合5社」という。）が協同組合の組合員であった。
- (5) 広労委昭和53年（不）第8号事件申立人、広労委昭和53年（不）第9号事件申立人及び広労委昭和53年（不）第10号事件申立人広島ハイヤータクシー労働組合（以下「組合」という。）は、昭和26年6月に結成され、申立て当時、広島市内のタクシー会社の従業員約110人が個人加盟し、出島分会、胡分会ほか三つの分会組織を有しており、出島分会は、大和タクシー及び丸三タクシーの従業員23人で、胡分会は、胡タクシーの従業員3人で組織されていた。

なお、協同組合5社のうち、広三自動車及びキリンタクシーには労働組合の組織はない。

2 昭和53年の春闘及び夏季一時金闘争をめぐる組合の宣伝活動等

(1) 昭和53年3月上旬、組合は、大和タクシー等3社に対し賃金増額を要求し、のちには夏季一時金の要求も加え、6月中旬までに三、四回の団体交渉を持ったが、妥結するには至らなかった。

(2) 組合は、賃金増額要求及び夏季一時金要求に対する大和タクシー等3社の回答が、同業他社と比べて極めて低額であるとして、これに抗議するとともに、協同組合の労働者らに実情を訴えるため、上部組織の支援を得て、同年7月の11日、12日、17日及び18日のいずれも午前7時前ごろから午前8時の間に、協同組合のLPGスタンド付近やその前面の道路で、出庫する乗務員やガスを充てんしている乗務員らにビラを配布するとともに宣伝カーによる宣伝放送を行った。

この4回にわたるビラ配布や宣伝放送に当たった者は、支援に来た組合員約10人を含め、15,6人であった。

(3) 協同組合のLPGスタンドに面した道路は、幅約8メートルで、LPGスタンドの奥に車庫があり、そこには、協同組合5社の営業車約140台が格納されていた。

LPGスタンドの前面付近の道路は、平常、朝7時ごろから8時にかけて、自家用車で出勤する協同組合5社の乗務員の自家用車と車庫に格納されている営業車を入れ替えて、約80台の営業車を出庫させる作業が行われるほか、フェリーから降船した車両も通行し、また、20台近い協同組合5社以外の車両がLPGスタンドにガスの充てんに来るので、大和タクシー及び丸三タクシーの代表取締役であるB1（以下「B1社長」という。）のほか、協同組合5社の管理職3、4人が交通整理に当たっていた。

(4) 組合が、4回にわたってビラ配布及び宣伝放送を行った際には、協同組合5社の管理職ら20人余りが出て来て、ビラを配布していた組合員らに「よその者が配るな。」「うちには組合員はおらんから配るな。」とか「組合員にだけ配れ。」などと言ったことがあった。

また、支援に来た広電支部のA1（以下「A1」という。）が、カメラを持ってビラを配布していたところ、B1社長が「わしにも1枚見せてくれ。」と言ったので「社長なんかにやるものはない。」と言って断ったり、キリンタクシーの管理職が「写真を撮るのか。」と言うので「関係ないじゃないか。」と答えたことをきっかけに、居合わせた協同組合5社の管理職ら10人近くが「このやろう生意気だ。」などと大声を出して、一時、A1を取り囲み、エキサイトしたこともあったが、その日、A1は約20枚のビラを配布した。

なお、組合は、1回当たり7、80枚のビラを配布した。

(5) 組合が、ビラ配布とともに行った宣伝放送については、5社の管理職らが宣伝カーのところへ来て、「今年の賃上げは、たった81円。」という趣旨の放送に対して「うそを言うな。」とやじったり「声が大きい。」と言って、キリンタクシーの管理職が、宣伝カーの窓越しに、マイクのコードを差し込みから引き抜いたことがある。

このほか、宣伝カーが、やや斜めに停車していたことがあり、そのときに、車両の通行の邪魔になるので、B1社長が、組合の執行委員長であるA2（以下「A2委員長」という。）に対して、宣伝カーを移動させるよう繰り返し言ったが、A2委員長が、その

まま放送を続けるので、B 1 社長は、管理職らに宣伝カーを押し出してのけるよう命じ、自らも押し出そうとしたこともある。

- (6) 昭和53年3月上旬に賃金増額を要求した組合は、同月14日、協同組合のLPGスタンドと車庫との境で、高さ約3.5メートルのところにあるはりに、出島分会と胡分会の2枚の分会旗をつるした。分会旗の大きさは、いずれも縦約1メートル、横約2メートル弱であった。

この分会旗の掲揚については、分会旗をつるして1時間もたたないうちに、胡タクシーの管理職が、無断でつるしては困ると言って、胡分会の分会長であるA 3（以下「A 3 分会長」という。）に返してきたが、A 3 分会長は、すぐ、また同じようにつるした。2日後に、つるしていた2枚の分会旗が、その場所に掲揚されていないのをA 3 分会長が見て、広三自動車の代表取締役で、当時、協同組合の理事長でもあったB 2（以下「B 2 理事長」という。）に対して、どうして分会旗を降ろすのかとただしたところ、B 2 理事長は、協同組合5社から、分会旗をつるすのは好ましくないという申し入れがあり、協同組合施設の管理上、分会旗をつるさないよう話したが、了解するに至らず、その後も、分会旗をつるすと広三自動車の従業員が降ろし、胡タクシーを通じてA 3 分会長に返すといったことが何回か繰り返された。

また、4月初めには、一時、分会旗の行方がわからなくなり、A 3 分会長と胡タクシーの管理職と一緒に胡タクシーの事務所内を捜したが見当たらず、B 2 理事長は、A 3 分会長に「いままでは、広三自動車の者に降ろさせて、胡分会に返させていたが、今回は、だれが持ち去ったものかわからないので困っている。」という趣旨の話をしたり、B 1 社長も、A 3 分会長に同じようなことを話して、個人で弁償するから、内々に事をすましてほしい旨依頼したこともあった。それから20日ばかりたって、A 3 分会長が、夜中に胡タクシーの事務所で洗車ブラシを捜していて、衣服を入れるロッカーの上に置いてあったダンボール箱の中に胡分会旗があるのを見つけた。しかし、胡タクシーの事務所は、深夜業務もあるため、四六時中自由に出入りができる状態にあり、いつ、だれが胡分会旗を置いたものか明らかでない。

5月に入ってから、組合は、同じように2枚の分会旗をつるしていたところ、6月中旬ごろには、胡分会旗が跡形もないほどにちぎり取られ、出島分会旗も3分の1程度が破り取られており、7月初めには、出島分会旗の残っていた部分もちぎり取られていたが、だれの行為によるものか明らかでない。

3 大和タクシーにおける就業時間中の組合活動

- (1) A 2 委員長のほか、組合の書記長であるA 4（以下「A 4 書記長」という。）、同じく執行委員であり、出島分会長でもあるA 5（以下「A 5 分会長」という。）は、いずれも、大和タクシーの従業員である。

これら3人が、就業時間中に、組合や上部組織の会議とか、組合さん下の分会の団体交渉などのため欠務した延べ回数及び延べ時間数は、昭和52年の1年間が約70回で約220時間、昭和53年の1月から6月までの半年間が約35回で約170時間である。これらの就業時間中の組合活動については、ほとんどの場合は事後に届け出がなされ、ときには、届け出もしないまま3、4時間欠務したこともあり、これに対しては、主として、大和タクシーの営業課長であるB 3（以下「B 3 課長」という。）が、後日、本人に口頭で注意

をしていた。

なお、大和タクシーと組合との間では、組合規約により機関が決定した大会や執行委員会であっても、就業時間中に組合活動を行う場合には、組合員は、24時間前までに使用者に届け出て承認を得る旨の協定が締結されていた。

- (2) 組合が本件ビラ配布などを行った7月11日の朝7時半ごろ、協同組合のLPGスタンド前の道路に二重駐車して、毛ばたきでボンネットなどをはたいていた丸三タクシーの従業員であるA6に対して、B1社長が「邪魔になるから早く仕事に出ろ。」と言って、二人の間でいざこざが起きた。組合は、このときB1社長が組合員であるA6（以下「A6組合員」という。）に暴力を振るったとして、ビラ配布や宣伝放送を終えて、8時ごろ、A6組合員のほか、A2委員長、A5分会長らが、丸三タクシーの事務所に行き、B1社長に抗議した。その場には、大和タクシーの営業部長であるB4（以下「B4部長」という。）やB3課長もいて、B3課長がA2委員長らに対して、始業時間を過ぎているので、直ちに就労するよう指示したが、抗議は、8時半ごろまで続き、決着がつかないままA6組合員は、A2委員長やA5分会長らとともに広島南警察署に行き、B1社長に暴行を加えられたとして告訴した。

このあと、10時前に、A2委員長とA5分会長が同警察署からもどって、就労しようとしたところ、B4部長とB3課長は、兩人に対して、今後とも就業時間中に組合活動をしないう申し渡した。

- (3) その後、A2委員長は、7月15日に組合さん下の分会の団体交渉のため、同月17日には上部組織の会議のため、さらに、同月19日には組合の執行委員会のため、いずれも13時から約5時間欠務し、A4書記長は、同月19日にA2委員長とともに、同じく約5時間欠務し、また、A5分会長は、同月21日に関連組織の会議のため、13時から約5時間欠務した。

これら、A2委員長ら3人が欠務したときの勤務時間は、A4書記長が午前6時から翌朝午前零時までであったほかは、いずれも、午前8時から翌朝午前2時までであり、それぞれ、欠務する当日の午前8時ごろにB4部長又はB3課長に欠務の内容を申し出たが認められず、欠務すると、一両日後に、B1社長名で各人に対して同じ趣旨の警告書が渡された。その警告書の趣旨は、使用者としては、欠務を認めていないにもかかわらず、これに反して就労しなかったことは、就業規則に違反するので、厳重に警告し、今後このようなことのないよう重ねて警告するというものであった。

なお、大和タクシーは、これら3人の欠務について、警告書を発したほかは、特段の措置はとっていない。

第2 判断及び法律上の根拠

- 1 組合は、昭和53年の賃金増額要求及び夏季一時金要求をめぐって、同年7月に4回にわたって、早朝7時前ごろから8時までの間、協同組合のLPGスタンド付近で、ビラ配布及び宣伝カーによる宣伝放送を行った際、協同組合5社の管理職ら二十数人が詰め掛け、ビラ配布や宣伝放送を妨害する言動に及んだことは、組合の運営に対する支配介入に当たる不当労働行為であると主張する。

- (1) まず、組合が、4回にわたって午前7時前ごろから8時にかけて、ビラ配布及び宣伝カーによる宣伝放送を行った際には、協同組合5社の管理職ら20人余りが出て来て、ビ

ラ配布をしている者に「よその者が配るな。」とか「組合員にだけ配れ。」と言ったり、宣伝カーのところに行って「うそを言うな。」と言うなどの激しいやりとりがあったことは認められる。しかし、組合が、ビラ配布や宣伝放送を行った協同組合のLPGスタンド付近や、その前面の道路は、この時間帯に、乗務員の自家用車と車庫に格納されている営業車とを入れ替えて、約80台の営業車を出庫させるので、それだけでも相当混雑する場所であり、それに、フェリーから降船した車両の通行や約20台の車両のガス充てん作業が重なる事情からみて、日ごろに比べ、多数の管理職らが出て来たのは、ビラ配布や宣伝放送による混乱を避けようとしたためであることがうかがえる。

(2) 次に、支援に来てビラを配っていたA1を、一時、10人近い管理職らを取り囲んだのは、A1とB1社長やキリntaxiの管理職とのやりとりが言い掛かりとなって、感情的にけんそうにわたったものであるが、当日、A1は、20枚ほどのビラを配布している。

(3) また、宣伝放送中の宣伝カーのマイクのコードを差し込みから引き抜いたのは、キリntaxiの管理職であり、B1社長が、宣伝カーを押しつけようとしたことにしても、車両の通行を容易にしようとしたに過ぎない。

(4) 以上のほか、組合は、1回当たり七、八十枚のビラを配布していることなど、全体としてみると、多少の混乱はあったにせよ、大和タクシー等3社が、ことさらに組合のビラ配布や宣伝放送を妨害したものであるとは認め難い。

2 組合は、協同組合の車庫入口の上部に掲げていた出島分会と胡分会の2枚の分会旗が、何者かによって破られ、もぎ取られたことは、組合が無力であるという宣伝効果を意図してなされたものであって、組合の運営に対する支配介入に当たる不当労働行為であると主張する。

しかし、2枚の分会旗がもぎ取られるまでの経緯をみても、大和タクシー等3社の行為であると措信するに足る事実認められず、組合の主張には理由がない。

3 組合は、大和タクシーにおいては、従前から、就業時間中の組合活動は届け出のみで、何ら制約はなかったし、大和タクシーとの協定によっても、就業時間中の組合活動を一切認めないという趣旨ではないにもかかわらず、本件ビラ配布や宣伝放送を始めた直後から就業時間中の組合活動を一切認めようとせず、組合の諸会議やさん下の分会の団体交渉に出席した役員に対して警告書を出したことは、組合の運営に対する支配介入に当たる不当労働行為であると主張する。

(1) そこで、経緯からみると、組合が、ビラ配布や宣伝放送を行っていた中で起きたB1社長とA6組合員とのいざこざに関して、組合のB1社長に対する抗議が就業時間に食い込んだことをきっかけに、B4部長らがA2委員長らに対して、就業時間中に組合活動をしないよう通告したものであるが、かかる労使間のいざこざを処理する手段としては、必ずしも当を得たものとは言えず、使用者においても反省すべき点があると考えられる。

(2) しかし、A2委員長、A4書記長及びA5分会長の就業時間中の組合活動の状況をみると、組合が、さん下に5分会の組織を有していた事情を勘案しても、回数、時間数ともかなりのものであり、しかも、24時間前に届け出て使用者の承認を得る旨の協定を締結しておりながら、ほとんどの場合、事後に届け出がなされ、届け出をしないことさえ

間々あり、他方、使用者としても、従前から口頭で注意を促し、放任していたわけではなく、本件警告書については、その内容が、嚴重に注意を与えるにとどめたものであって、企業の秩序を維持するうえからは相当であると認められ、組合の主張は首肯し難い。

4 以上のとおり、申立人の主張は、いずれも容認し難い。

よって、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条の規定により、主文のとおり命令する。

昭和55年2月18日

広島県地方労働委員会
会長 勝 部 良 吉